

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和5年12月31日 12時58分ごろ
発生場所	関門港 ^{たのうら} 野浦区 ^{たのうら} 太刀浦ふ頭太刀浦4号岸壁 部埼灯台から真方位291° 1.3海里（M）付近 （概位 北緯33° 58.0′ 東経130° 59.9′）
事故の概要	セメント運搬船しんあき丸は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和6年2月28日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	セメント運搬船 しんあき丸、4,335トン 131721、安芸海運株式会社、徳神海運株式会社（船舶借入人）（A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首右舷側に破口を伴う凹損 岸壁 コンクリートに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 18m/s、視界 良好 海象：波高 約1.2m、潮汐 下げ潮の初期、潮流 北東流約0.6ノット 福岡県北九州市には、12月30日16時28分に強風注意報が、 31日03時29分に波浪注意報がそれぞれ発表され、本事故当時も 継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、石炭灰約4,019tを積み、北東方に延びる太刀浦ふ頭の太刀浦4号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に右舷着けする目的で、関門航路を東進していた。 船長は、西寄りの風が強く吹いていたため、本件岸壁への着岸の中止を考えていたところ、本船が関門橋下を通過する頃に風速が11m/sまで弱まったので、着岸作業が困難となるほど風が強くなることはないと思い、本件岸壁に向けて航行を続けた。 船長は、船橋で操船指揮に当たり、操舵手を操舵に、乗組員を船首部及び船尾部に2人ずつ配置し、主機を中立運転とした後、前進惰力で東南東進しながら本船を本件岸壁に接近させた。 船長は、本船が本件岸壁まで約60mに達したところで左舷錨を投下した後、主機を微速力後進として左舵を取って左旋回を開始し、約30mに達したところで本件岸壁と並行の状態とした後、バウスラスタを使用して本船を本件岸壁に着岸させようとしていた。 本船は、船長が船首部配置の乗組員から適宜本件岸壁までの距離の

	<p>連絡を受けながら東南東進を続け、ふだんどおり、本件岸壁まで約60mに達したところで左舷錨を投下したところ、突然、風速18m/sの西からの風を右舷船尾方から受け、船尾部が左舷方に振れ始めた。</p> <p>船長は、直ちに操舵手と操船を交替し、主機を後進として左舵一杯、バウスラスターを左舷方一杯に作動させたが、左旋回できずに本船が本件岸壁に向かって圧流されるのを認めた。</p> <p>船長は、衝突の危険を感じ、左舵一杯、バウスラスターを左舷方一杯に作動させたまま主機を全速力後進としたものの、本船の球状船首が本件岸壁に衝突した。</p> <p>本船は、後進及び左旋回を始めたので、船長が後進しながら左旋回を続けて本件岸壁と並行の状態にした後、本件岸壁に着岸した。</p> <p>船長は、本船及び本件岸壁の損傷状況を確認した後、本事故の発生をA社及び運航会社に連絡した。</p> <p>船長は、本事故の発生を海上保安庁に通報していなかった。</p> <p>(付図1 航行経路図 参照)</p> <p>船長は、強風注意報が発表されており、西寄りの風を船尾方から受けることは分かっていたので、突風による本件岸壁側への圧流を考慮し、着岸作業を中止して錨地等で更に風が弱まるまで待機していれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、強風注意報発表下、西風を右舷船尾方から受けながら着岸作業中、船長が、着岸作業が困難となるほど風が強くなることはないと思い、ふだんどおり本件岸壁直前で用錨回頭したことから、西からの突風により船尾部が左旋回し態勢を立て直そうとしたものの、制御できないまま圧流され、球状船首が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、風速が一時的に11m/sまで弱まったことから、着岸作業が困難となるほど風が強くなることはないと思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、強風注意報発表下、本船が、西風を右舷船尾方から受けながら着岸作業中、船長が、着岸作業が困難となるほど風が強くなることはないと思い、ふだんどおり本件岸壁直前で用錨回頭したため、西からの突風による船尾部の左旋回を制御できないまま圧流され、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、強風注意報発表下、着岸作業を行う場合、突風により岸壁側に圧流されるおそれがあることを考慮し、船首部及び船尾部配置の乗組員との意思疎通をより密に行い、岸壁との距離等操船に必要な情報を継続的かつ的確に得るとともに、安全に着岸がで

きないと判断した際は躊躇せず着岸作業を中止すること。
 ・船長は、着岸作業中、衝突により自船等に損傷を生じた場合、必要な安全措置を講じるとともに、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 航行経路図

